森・濱田松本法律事務所
MORI HAMADA & MATSUMOTO

MHM Asian Legal Insights

第 118 号（2020 年 12 月号）

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
（編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志）

今月のトピック

1. インドネシア ： 雇用創出法（投資法・会社法の改正点）
2. タイ ： 遅延損害金の算定方法等に関する中央銀行告示
3. マレーシア ： 雇用パス申請前のマレーシア人求人の義務付け
4. フィリピン ： 公益事業の定義に関する法案
5. ミャンマー ： 上場会社等におけるコーポレートレートガバナンスに関する規制の公表

今月のコラム －インド・ロックダウン：怪我の功名－

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 118 号（2020 年 12 月号）**を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア：雇用創出法（投資法・会社法の改正点）

雇用創出法（通称オムニバス法）が、2020 年 11 月 2 日にジョコウィ大統領により署名され、同日付けで法律 2020 年 11 号として施行されました。本レター第 116 号（2020 年 10 月号）でお伝えしたように、雇用創出法の施行により、これから実施細則である下位法令が次々と制定されていくことが予定されています（雇用創出法上、その施行から 3 か月以内に実施細則を制定するよう規定されています。）。

現在議論中の実施細則等のドラフト及びその議論の状況については以下のウェブサイトから確認することができます。http://uu-ciptakerja.go.id/category/draft-rpp/

本レター執筆時点では、いまだ重要な実施細則が制定されるに至っていないため、本レターでは、本レター第 116 号（2020 年 10 月号）でご紹介した労働法に関する改正点に続けて、投資法及び会社法の改正点のポイントについて簡単にご紹介します。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(1) 投資法の改正点のポイント

(a) リスクベース・アプローチへの変更

雇用創出法施行前は、事業開始までの手続として、原則として、①OSS（Online Single Submission）上で登録を行い（これにより、事業者識別番号（「NIB」）及びコミットメント（事業者が満たすべき条件）付きの事業許可等が自動的に発行されます。）、②上記コミットメントを充足して初めて事業を開始できるとされていました。

雇用創出法の施行により、上記事業開始までの手続について、リスクベース・アプローチが取られることとなりました。リスクベース・アプローチとは、対象事業のリスクを 4 段階に分け、各リスクレベルに応じた手続を取ることを認めるものです。具体的な内容は以下のとおりです。

リスク	事業開始までの手続
低	NIB 取得→事業開始
中（低）	NIB 取得→事業者による証書（Standard Certificate）の提出→事業開始
中（高）	NIB 取得→中央又は地方政府による証書（Standard Certificate）の発行→事業開始
高	NIB 取得→中央又は地方政府による事業許可の発行→事業開始

上記リスクレベルの分類の仕方や Standard Certificate の詳細については現時点では不明です。リスクレベルの分類については、投資調整庁による説明によれば、健康・安全・環境・資源活用その他事業活動の性質に基づき、管轄省庁がインドネシア標準産業分類（KBLI）番号ごとに判断することになるようですが、今後規定される実施細則においてその詳細が明らかにされる予定です。

(b) 投資分野に関する改正

雇用創出法施行前は、大統領令 2016 年 44 号に付属するいわゆるネガティブリストによって、国内資本会社であるか外国資本会社（外国人又は外国法に基づき設立される法人が直接又は間接に 1 株以上その株式を保有するインドネシア法人：「PMA 会社」）であるかを問わず、20 の業種への投資が禁じられていました。

雇用創出法では、6 業種（薬物の栽培・製造や賭博等）のみが投資禁止業種とされており、その他、一定の事業については、中央政府管轄とされています（投資禁止業種と併せて、「投資禁止業種等」）。そして、それ以外については、投資対象として開放するとされています。

投資禁止業種等以外の事業分野に対する、外資規制を含む投資規制の詳細は今後制定予定の大統領令の内容次第ですが、例えばアルコール飲料製造業といった、従

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

前は投資禁止業種に含まれていた事業分野について、一定の条件の下で国内投資も含めた投資が可能となる可能性があります。

また、同大統領令により、246 業種に対し税務上の優遇措置等のインセンティブが与えられることも議論されているとのことであり、同大統領令は今後制定される雇用創出法の実施細則のうち最も重要なものの一つになると思われます。

(2) 会社法の改正点のポイント

雇用創出法施行前は、会社法において、インドネシアの株式会社について、最低株主数が 2 名、最低授権資本（株主が会社に対して発行することを授権した資本）が 5,000 万ルピア（現在の為替レートで約 36 万 7,000 円）と定められていました。

雇用創出法では、国内資本会社のうち中小企業については、株主数が 1 名でも足りるものとされました。また、全ての国内資本会社について、授権資本要件が撤廃されました。

もっとも、PMA 会社に関しては、投資調整庁長官規則により別途最低資本金が 25 億ルピア（現在の為替レートで約 1,840 万円）と定められており、この点に関しては雇用創出法の施行により変更されていません（なお、PMA 会社の最低投資金額 100 億ルピア（現在の為替レートで約 7,340 万円）という要件についても変更されていません。）。

以上のとおり、詳細については、実施細則である下位法令が制定されるまで不透明な部分が残りますが、雇用創出法上は各実施細則を施行後 3 か月以内（2021 年 2 月 2 日まで）に制定するよう規定されていますので、今後 1、2 か月の動向を引き続き注視する必要があります。

（ご参考）
本レター第 116 号（2020 年 10 月号）
https://www.mhmjapan.com/content/files/00043326/20201020-112005.pdf

弁護士　竹内　哲
☎　+65-6593-9755（シンガポール）
✉　tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士　花村　大祐
☎　+65-6593-9466（シンガポール）
✉　daisuke.hanamura@mhm-global.com

2. タイ：遅延損害金の算定方法等に関する中央銀行告示

タイ中央銀行は、2020 年 10 月 28 日、遅延損害金の計算方法及び未払債務の弁済の充当に関する告示（「本告示」）を公表し、タイ国内の金銭消費貸借契約等に基づく遅延

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

損害金の計算方法に関する制限を定めるとともに、未払債務の弁済の充当方法を変更しました。

以下では、本告示が定める遅延損害金の制限及び弁済の充当方法を概説します。

(1) 遅延損害金の利率の制限

従前、遅延損害金の利率については、法令が定める利息制限（金融機関が債権者の場合、原則として 15%未満）のほかには特段の制限は存在せず、債権者である金融機関が上記利息制限の範囲内で自由に設定することが認められていました。本告示では、自然人又は中小企業が借主である金銭消費貸借契約に関する遅延損害金の利率は、当該金銭消費貸借契約が定める通常の利息の利率に 3%を加えた率以下としなければならないとの厳しい制限が定められました。

(2) 遅延損害金の対象範囲の制限

債務者が分割払債務のうち一部のみの支払を遅滞した場合、従前、債権者は、（契約書に当該一部支払遅滞に基づく期限の利益喪失条項がない場合であっても）遅滞した部分以外の未払債務を含む債務全額についての遅延損害金の支払いを求めることができるとされていました。他方、本告示においては、上記の場合、自然人又は中小企業が借主の金銭消費貸借契約に関しては債務者が遅滞した部分についてのみ遅延損害金が発生するものとされました。なお、本告示が一部支払遅滞に基づく期限の利益喪失条項一般の有効性までを否定するものだとすると、これまでの金融実務に極めて大きな影響を及ぼす内容の規制となるため、本告示がそのような趣旨まで含むようには思われませんが、所管当局の見解はいまだ明らかではありません。

(3) 弁済の充当方法の変更

未払の分割払債務の一部について弁済がなされた場合、費用、利息、元本の順に弁済の充当がなされるところ、本告示以前においては、まず債務全体に関する費用の全部が弁済されるまで費用の弁済に充当され、その後同様に、利息の全部、元本の全部という順序で弁済の充当がなされるものとされていました。本告示では、分割払債務のうち先に期限が到来した支払分の費用、利息、元本の順に充当がなされ、その後に次に弁済期が到来した支払分の費用、利息、元本の順に充当がなされるものとされました。ただし、債務者に有利な形で上記とは異なる内容の弁済充当方法に関する規定を契約に設けることは可能です。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(4) 本告示の適用範囲及び施行時期

本告示の定めるルールは、貸主が、タイの金融機関法上の金融機関等に該当する場合に適用され、一般の事業会社による貸付には適用されません。また、借主については、本告示の定めるルールのうち、上記(1)及び(2)は自然人又は中小企業が借主の場合にのみ適用され、2021 年 4 月 1 日から施行されます。本告示上、「中小企業」の範囲については詳細な定義が定められていることから、具体的な取引に際し、借主がその範囲に含まれるかどうかについては、個別に確認することが望ましいと思われます。また、上記(3)は、自然人や中小企業に限らず、全ての借主について適用され、同年 7 月 1 日から施行されます。なお、本告示は、原則として、本告示以前に締結された金銭消費貸借契約のうち未払債務が存在するものについても適用されます。

弁護士　塙　晋
☎　+66-2-009-5127（バンコク）
✉　susumu.hanawa@mhm-global.com

弁護士　岸　寛樹
☎　+66-2-009-5135（バンコク）
✉　hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士　岩澤　祐輔
☎　+66-2-009-5169（バンコク）
✉　yusuke.iwasawa@mhm-global.com

※オフィスの移転に伴い、2020 年 2 月 11 日より電話番号が変更になりました。

3. マレーシア：雇用パス申請前のマレーシア人求人の義務付け

マレーシア人的資源省（Ministry of Human Resources）は、2020 年 6 月 4 日の閣議決定を受け、外国人駐在員・外国人労働者の雇用パスを申請する前に 30 日間の間、マレーシア人向けに同じポストの求人を行わなければならないとする運用を 2021 年 1 月 1 日より開始することを公表しました。この運用変更により導入された手続の大きな流れは、以下のとおりです。

(1) 対象業種

マレーシア法上、外国人を雇用することが認められている全ての業種が対象となります。

(2) 必要な手続

上記運用開始後、外国人駐在員・半熟練又は非熟練外国人労働者を雇用しようとする際には、大要、以下の手続を遂行する必要があります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(a) MyFutureJobs ポータル（政府が運営する求人ポータルサイト）において、外国人駐在員・半熟練又は非熟練外国人労働者を雇用しようとしているポストにつき、必要な情報を全て記載の上、最低 30 日間、マレーシア人向けの求人を行う。

(b) 求人を行ってから 3 日以内に、PAPD フォームに必要な情報を記入しオンラインで提出する。

(c) MyFutureJobs ポータルのジョブマッチングにより候補者となったマレーシア人に対し、求人を行ってから 30 日以内に、面接その他採用のための情報収集を行い、面接実施後に Employee Hiring Report を提出する。

(d) 半熟練又は非熟練外国人労働者を雇用しようとする場合には、上記求人期間終了後、ePPAx system（外国人労働者管理システム）への登録を行う（駐在員の場合は不要）。

(e) 人的資源省の Local & Foreign Workers Placement Committee and Expatriates Placement Committee において、求人期間終了後最大 30 日以内を目安に、使用者がマレーシア人採用のための努力を行ったか否かを考慮の上、雇用パス申請を認めてよいかの審議を行う。認めてよいという判断に至った場合は、1 日から 3 日後を目安に、雇用パス認証機関に対し通知がなされ、雇用パス申請を行うことが可能となる。

日本からの駐在員をマレーシアに派遣したり、現地で外国人を半熟練又は非熟練労働者として雇用したりする際には、この運用変更による手続負担についても、念頭に置いておくことが必要となります。

弁護士　田中　亜樹
☎　03-6266-8919（東京）
✉　aki.tanaka@mhm-global.com

4.　フィリピン：公益事業の定義に関する法案

フィリピンでは、公共サービス法（Public Service Act、Commonwealth Act No.46）を改正する法案（「House Bill No.78」）が下院（House of Representatives）で承認され、現在上院（Senate）で審議されています。この法案は、公益事業（Public Utility）の定義を設けるものであり、法案が成立した場合、日系企業のフィリピン進出に大きな影響を与えることが想定されます。

(1) 公益事業の外資規制

フィリピンにおいては、公益事業に対する外資規制が存在し、公益事業を営む会社に対する外国人の出資比率は 40%までとされます（フィリピン憲法 12 章 11 条）。公

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

益事業の範囲は解釈に委ねられており、判例においては、「公益事業」とは、公共に対し、電気、ガス、水道、輸送、電話、電信等の物品やサービスを継続的に供給する事業をいうとされています。

そのため、日系企業がフィリピンで公益事業を営む場合、例えば、日系企業が 40%を出資し、フィリピン企業が 60%を出資する合弁会社を設立する必要があります。

(2) House Bill No.78

法案においては、公益事業とは、公共の用に供する、配電（Distribution of Electricity）、送電（Transmission of Electricity）、配水及び下水（Water distribution and sewerage）をいい、法令による別途規定されない限り、その他の事業は公益事業とみなされないとされています。

また、フィリピン国家経済開発庁（NEDA）はフィリピン競争委員会（PCC）と協議の上、以下の要素を考慮し、公共サービスのうち公益事業に該当するものについて国会に意見を述べるとされています。

- 当該商品又はサービスは、公共に対してネットワークを通じて継続的に供給、送信又は分配されていること
- 当該商品又はサービスは、公共にとって必要であり、また、公益のため独占を規制する必要があること
- 当該商品又はサービスは、フィリピン居住者の生活や職業を維持するために必要であること
- 当該商品やサービスは、公共の需要に応じて十分に供給されるべきであること

上記のとおり、法案においては、従前の判例の解釈と比べて、公益事業の範囲が限定されており、例えば、電話、電信等は、公益事業の範囲から除外される可能性があります。

上記のとおり、現在、フィリピンでは外資規制の対象となる公益事業の範囲について議論がされていますが、仮にこの法案が成立した場合、これまでは公益事業として外資規制が存在した事業が外資に開放される可能性があります。

本法案は、日系企業のフィリピン進出に大きな影響を与える可能性があり、本法案の動向については引き続き注目する必要があります。

弁護士　園田　観希央
☎　052-446-8651（名古屋）
☎　03-6266-8595（東京）
✉　mikio.sonoda@mhm-global.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

5. ミャンマー：上場会社等におけるコーポレートガバナンスに関する規制の公表

ミャンマー証券取引委員会（Securities and Exchange Commission of Myanmar：「SECM」）は、2020 年 12 月 3 日付けで、上場会社及び 100 名以上の株主を有する公開会社(「上場会社等」)におけるコーポレートガバナンスに関する Notification 第 2/2020 号（「本 Notification」）を公表しました。ミャンマーでは、2019 年 1 月に計画財務省（現在の計画財務工業省）がコーポレートガバナンス改革諮問委員会（「諮問委員会」）を設置し、コーポレートガバナンス制度の整備に向けた議論が進められてきました。本 Notification は、諮問委員会が重要分野として挙げる、①内部統制システム、②監査委員会、③独立取締役及び④情報開示に関する規制を含み、諮問委員会の承認を受けて制定されたものです。導入のための経過期間がある一部の規定（2021 年 4 月 1 日より施行）を除き、2021 年 1 月 1 日から施行されます。本 Notification の主な内容は以下のとおりです。

(1) 独立取締役の設置義務

上場会社には、最低 1 名の独立取締役（Independent Director）を置くことが求められます。「独立取締役」は、投資企業管理局（DICA）による 2020 年 10 月 14 日付け Notification 第 90/2020 号において定義されており、過去 3 年間において当該会社及び関係会社と雇用関係になかったこと等の一定の要件を満たすことが必要です。

(2) 監査委員会の設置義務

上場会社は、独立取締役を議長とする監査委員会（Audit Committee）を設置し、会計処理の適切性や関連法令の遵守状況に関する監査と、取締役会への報告等を行わせなければならないとされています。

(3) 関係当事者との取引に関する規制

上場会社における関係当事者との取引（related party transaction）については、SECM による 2020 年 12 月 3 日付け Instruction 第 3/2020 号（「本 Instruction」）に定めるところにより、一定の重要な取引に関し、所定の様式による SECM への報告及び公表が求められるほか、年次報告書にその詳細を記載することが必要となります。

(4) 情報開示に関する規制

上場会社等においては、会社法上、定時株主総会に決算書類とともに提出すべきと

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

されている取締役報告書（Directors' Report）に、配当方針や内部統制システム等、本 Notification に定める所定の項目について記載することが求められます。また、これらの記載内容は年次報告書にも盛り込むことが必要です。上場会社等による情報開示については、SECM による 2016 年 2 月 19 日付け Notification 第 1/2016 号において一定の継続開示義務が既に定められているところですが、本 Notification により義務の範囲が拡大されたことになります。

ミャンマーでは、大多数の会社がいわゆる「オーナー企業」である非公開会社であり、「コーポレートガバナンス」に関する一般の意識はまだまだ高くないのが実情です。上場会社は 6 社に留まっていますが、100 名以上の株主を有する公開会社は徐々に増加しており、上場会社等におけるコーポレートガバナンスの必要性が認識され始めていました。本 Notification により、上場会社等において今後どのような運用が行われることになるかが注目されるところです。

※今月号で取り上げたミャンマーのトピック（及びヤンゴンの現状）について、ヤンゴンオフィス所属の弁護士による解説動画も配信しています。こちらからご視聴いただけますので、併せてご確認いただけますと幸いです（視聴期限 2021 年 3 月 21 日まで）。

弁護士　武川　丈士
☎　+95-1-9253652（ヤンゴン）
☎　+65-6593-9752（シンガポール）
✉　takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士　眞鍋　佳奈
☎　+95-1-9253653（ヤンゴン）
☎　+65-6593-9762（シンガポール）
✉　kana.manabe@mhm-global.com

弁護士　井上　淳
☎　+95-1-9253654（ヤンゴン）
✉　atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士　石塚　司
☎　+95-1-9253650（ヤンゴン）
✉　tsukasa.ishizuka@mhm-global.com

※オフィスの移転に伴い、2020 年 3 月 10 日より電話番号が変更になりました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

今月のコラムーインド・ロックダウン：怪我の功名ー

世界がコロナに翻弄された 2020 年が幕を閉じようとしています。

今月のコラムの対象国であるインドもコロナの影響をまともに受けた国の一つといえるのではないでしょうか。インドでは感染拡大に歯止めがかからず、累計の感染者数は 1,000 万人に迫る数となっています。また、減少傾向にあるとはいえ、新規感染者数は現在も依然 1 日に 3 万人を超える状況が続いています。ロックダウンも比較的早期の 3 月 25 日から開始されましたが、国内の爆発的な感染を食い止めるには至りませんでした。

しかし、このロックダウン、マイナスばかりではなかったのです。インド、とりわけ都市部は、激しい大気汚染でも知られていますが、ロックダウンによって経済がストップした結果、インドの大気は過去 20 年間で最も綺麗になったと言われています。都市封鎖で電力需要が急落したことでデリーから半径 300 ㎞以内にある火力発電所 12 基のうち 11 基が停止したこと等の影響もあるのでしょうか、デリーでは、ロックダウン前と比べて PM2.5 の濃度が 40%～70%も減少したと言われています。

また、インド北部のパンジャブ地方では、数十年ぶりに 200 ㎞離れたヒマラヤ山脈が見晴らせるようになり、歓喜した住民が画像を SNS にアップしたというニュースが報道されています。

さらに、工場排水が減少したことにより、聖なる河ガンジス川の水質も改善し、フラミンゴの飛来数が 25%も増加したとのことです。

ロックダウンが解除されたらまたすぐ以前の状態に戻ってしまう、とも言われてはいますが、ロックダウンの怪我の功名とでも言いましょうか、コロナで疲弊した心を少しばかり潤してくれる、そんなニュースかと思います。

＜ガンジス川の夜明け＞

コロナの行く末はまだまだ予断を許しませんが、来るべき 2021 年が皆様にとって明るく希望に満ちた一年になりますように。

どうぞよいお年をお迎えください。

（弁護士　臼井　慶宜）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

セミナー情報

- セミナー　『成立した CPRA を含むカリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)の最新実務対応』
  - 視聴期間　2021 年 1 月 18 日（月）　14:00～16:30
  - 講師　田中 浩之
  - 主催　一般社団法人企業研究会

- セミナー　『グローバル(欧米・アジア／BRIC s)データ保護規制の要点比較と最新実務対応』
  - 開催日時　2021 年 1 月 21 日（木）　13:30～16:30
  - 講師　田中 浩之
  - 主催　株式会社経営調査研究会

- セミナー　『【DOKODEMO】第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～近時の解釈と改正の動向も踏まえて～』
  - 開催日時　2021 年 1 月 25 日（月）　13:30～16:30
  - 講師　田中 浩之
  - 主催　株式会社セミナーインフォ

文献情報

- 論文　「International Comparative Legal Guide - Investor-State Arbitration 2021 - Japan Chapter」
  - 掲載誌　International Comparative Legal Guide - Investor-State Arbitration 2021　Third Edition
  - 執筆者　金丸 祐子、ダニエル・アレン

- 論文　「コスト増、トラブルを回避する各国別　海外事業「縮小・撤退」の実務ポイント　アジア各国――タイ、インドネシア、フィリピン、インドを中心に」
  - 掲載誌　ビジネス法務　2021 年 1 月号
  - 執筆者　石田 渉

- 書籍　『インドネシアビジネス法実務体系』（2020 年 12 月刊）
  - 出版社　中央経済社
  - 執筆者　小松 岳志、梅津 英明、竹内 哲、花村 大祐（編著）
    小野寺 良文、加賀美 有人、川村 隆太郎（著）

（当事務所に関するお問い合せ）
森・濱田松本法律事務所　広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.